

「海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令案及び平成 15 年農林水産省告示第 435 号（海面漁業生産統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件）の一部改正案の意見・情報の募集」の結果について

令和 6 年 11 月 15 日
農林水産省大臣官房統計部

海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令案及び平成 15 年農林水産省告示第 435 号（海面漁業生産統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件）の一部改正案について、令和 6 年 9 月 27 日から令和 6 年 10 月 16 日までの期間、e-Gov への掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、本件に関してご意見はありませんでした。

このため、本件につきましては、意見公募時に公示した案のとおり、海面漁業生産統計調査規則の一部改正及び平成 15 年農林水産省告示第 435 号（海面漁業生産統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件）の一部改正を行うこととしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先
農林水産省大臣官房統計部
生産流通消費統計課
電話：03-3502-8111（内線 3687）